

尼崎市監査公表第4号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、教育長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和8年（2026年）4月27日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	古	澤	裕	子
同	東	浦	小	夜子
同	辻		信	行

措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	令和6年(2024年)3月22日
3 措置通知日	令和8年(2026年)4月21日
<p>4 監査結果の内容(*監査事務局で記載する。)</p> <p><u>学校開放及び児童ホーム等に係る施設管理等業務委託の履行確認等について</u></p> <p>市立小中学校等の運動場などをスポーツ施設として市民へ開放する事業及び児童ホーム・子どもクラブの運営に係る学校施設の管理等業務(以下それぞれ「学校開放等業務」及び「児童ホーム等業務」という。)を公益社団法人尼崎市シルバー人材センター(以下「シルバー人材センター」という。)に委託(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく特定随意契約)しているが、当該業務委託について、次の課題が認められた。</p> <p>(1) 履行確認の不備</p> <p>学校開放等業務及び児童ホーム等業務は、相互に関連し複雑な業務体系となっていることに加え、高齢者により実施されることからミスが発生するリスクが高い業務である。</p> <p>しかしながら、両所管課は、長年にわたって業務を委託しているシルバー人材センターを過度に信頼し業務報告書を十分に確認しておらず、その結果、委託料が過払いとなっていた。</p> <p>また、両業務は相互に関連する業務であるにもかかわらず、両所管課間において必要な情報共有も行われていなかった。</p> <p>(2) 事務手続等の見直しの必要性</p> <p>両業務の業務時間は異なるが、各校で同一の会員が一連の業務として従事している。しかしながら、所管課が異なることから業務報告書の様式も分かれており、それが会員等の事務処理ミスを生じさせ、また両所管課における業務報告書の確認作業も煩雑にさせていると考えられる。</p> <p>したがって、これらの業務について事務手続を整理するほか、両業務を一本化するなど抜本的な見直しが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(こども青少年局 児童課) (教育委員会事務局 スポーツ推進課)</p> <p><措置を求める事項></p> <p>両業務は相互に関連しミスが発生しやすい複雑な業務体系となっているにもかかわらず、両所管課はシルバー人材センターを過度に信頼し履行確認を十分に行っていないかった。その結果、多くの誤りを見過ごすなどリスクマネジメントが機能せず委託料の過払い等が生じていた。</p> <p>両所管課においては、本業務のリスクを正しく認識した上で効果的な改善策を講じ、適正に履行確認を行うとともに委託者としてシルバー人材センターに対して適切な指導を行うこと。</p>	

5 措 置 の 内 容

令和7年度から事務処理を見直し、児童課所管の児童ホーム等施設安全管理業務の予算を教育費に移し、地域クラブ推進担当（年度途中でスポーツ推進課から事務移管）において一括して委託料の支払いを行った。

毎月の支払い事務については、シルバー人材センターからの従事報告書を職員でダブルチェックし、適正な配置が行われているか確認するほか、シルバー人材センターには業務委託契約の仕様書に記載の従事時間を確認し、委託料請求の際は十分注意するよう指導した。

さらに、令和8年度からは、これまで利用実績に応じた単価契約を委託時間に基づいた総価契約に改めるなど、事務処理の効率化を図った。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日を和暦（西暦）で記載（事務局が記載）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日を和暦（西暦）で記載（局が記載）